

第 11 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 47 年 1 月 26 日）

第 44 号議案 伊予三島都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

伊予三島都市計画公園に第 5 号公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、5、伊予三島運動公園、伊予三島市中之庄字中部地先水面、約 10.0ha、園路広場工、修景
施設工、運動施設工

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本市の中央部に位する中之庄町海岸に運動公園を造成し、緑の中で各種スポーツが出来、市民の健康づくりとあわせてスポーツによる情操教育及び憩いの場として計画するものである。

第 45 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

松山都市計画下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山下水道
- 2 排水区域

【面積、摘要】

『公共下水道、約 920ha、三津排水区 74ha、本庁排水区 846ha

都市下水路、約 665ha、堀江下水路 35ha、三津中須賀下水路 630ha』

を、

『公共下水道、約 3,079ha、三津排水区 74ha、中央排水区 3,005ha

都市下水路、約 665ha、堀江下水路 35ha、三津中須賀下水路 630ha』

に改める。

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

(イ) 公共下水道、

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

『三津 1 号幹線、梅田町 2299 番地の 16 地先、梅田町 42 番地の 10 地先、1.0 m、約 150m、三津排水区

三津 2 号幹線、梅田町 2299 番地の 16 地先、三津 3 丁目 295 番地地先、1.0 m、約 300m、三津排水区

1 号幹線、生石町 531 番地地先、道後湯之町 1383 番地地先、3.0m～0.9m、約 5,410m、本庁排水区

2 号幹線、湊町 8 丁目 113 番地の 1 地先、勝山町 1 丁目 19 番地の 4 地先、1.80m～1.0m、約 2,810m、
本庁排水区

3 号幹線、竹原町 1 丁目 10 番地の 5 地先、柳井町 2 丁目 20 番地の 9 地先、1.20m～1.0m、約 11
0m、本庁排水区

4 号幹線、湊町 8 丁目 113 番地の 1 地先、藤原町 498 番地の 7 地先、1.35 m～0.9m、約 1,300m、本
庁排水区

5 号幹線、此花町 1 番地地先、石手 5 丁目 645 番地の 1 地先、1.35 m～0.7m、約 1,790m、本庁排水区

6 号幹線、清水町 3 丁目 33 番地の地先、祝谷 3 丁目 41 番地の 1 地先、1.10m～1.0m、約 1,200m、
本庁排水区

7 号幹線、萱町 4 丁目 7 番地の 1 地先、本町 6 丁目 6 番地の 10 地先、1.65 m～1.2m、約 1,040m、本

庁排水区』

を、

- 『三津1号幹線、梅田町、梅田町、1.0 m、約 150m、三津排水区（合流管）
三津2号幹線、梅田町、三津3丁目、1.0 m、約 300m、三津排水区（合流管）
1号幹線、生石町、道後湯之町、0.9m～3.0m、約 5,410m、中央排水区（合流管）
2号幹線、湊町8丁目、勝山町1丁目、1.0m～1.80m、約 2,810m、中央排水区（合流管）
3号幹線、竹原町1丁目、柳井町2丁目、1.0m～1.20m、約 1,160m、中央排水区（合流管）
4号幹線、湊町8丁目、藤原町、0.9m～1.35m、約 1,300m、中央排水区（合流管）
5号幹線、築山町、石手1丁目、0.25m～1.95m、約 3,170m、中央排水区（合流管）
6号幹線、千舟町5丁目、此花町、0.40m～1.0m、約 1,960m、中央排水区（合流管）
中央1号幹線、南江戸町、北梅本町、0.25 m～1.65m、約 12,200m、中央排水区（分流管）
中央2号幹線、南江戸町、祝谷町3丁目、0.25 m～0.90m、約 5,400m、中央排水区（分流管）
中央3号幹線、生石町、和泉町、1.10m～1.50m、約 2,350m、中央排水区（分流管）
中央4号幹線、保免町、古川町、0.60m～1.10m、約 5,030m、中央排水区（分流管）
清水1号污水幹線、萱町6丁目、清水町4丁目、0.25 m～0.70m、約 920m、中央排水区
味生1号污水幹線、北斎院町、南江戸町、0.25m～0.30m、約 810m、中央排水区
丸山污水圧送幹線、南江戸町、北斎院町、0.25m～0.30m、約 960m、中央排水区
久米1号污水幹線、北久米町、北久米町、0.25m～0.30m、約 1,190m、中央排水区
久米2号污水幹線、来住町、平井町、0.25m～0.45m、約 2,950m、中央排水区
桑原1号污水幹線、枝松町6丁目、溝辺町、0.25m～0.60m、約 3,830m、中央排水区
桑原2号污水幹線、東本町、正円寺町、0.25m～0.35m、約 1,040m、中央排水区
桑原3号污水幹線、東本町、畑寺町、0.35m～0.40m、約 1,150m、中央排水区
桑原4号污水幹線、枝松町6丁目、三町、0.25m～0.35m、約 1,170m、中央排水区
石井1号污水幹線、天山町、東石井町、0.30m～0.35m、約 980m、中央排水区
素鷲1号污水幹線、朝生田町、小坂町1丁目、0.25m～0.70m、約 2,820m、中央排水区
素鷲2号污水幹線、朝生田町、小坂町1丁目、0.25m～0.60m、約 1,900m、中央排水区
浮穴1号污水幹線、北井門町、森松町、0.40m～0.60m、約 1,830m、中央排水区
石井1号污水幹線、古川町、星岡町、0.25m～0.60m、約 3,660m、中央排水区
保免污水圧送幹線、土居田町、保免町、0.60m～1.10m、約 1,100m、中央排水区
道後1号雨水幹線、祝谷町6丁目、祝谷町6丁目、0.90m、約 380m、中央排水区
道後2号雨水幹線、祝谷町4丁目、祝谷町5丁目、0.90m、約 210m、中央排水区
道後3号雨水幹線、祝谷町3丁目、祝谷東町、0.90～1.00m、約 560m、中央排水区
道後4号雨水幹線、祝谷町3丁目、祝谷町4丁目、0.80～0.90m、約 310m、中央排水区
道後5号雨水幹線、道後姫塚、道後姫塚、1.00m、約 260m、中央排水区
道後6号雨水幹線、石手町2丁目、石手町2丁目、1.00m、約 180m、中央排水区
道後7号雨水幹線、紅葉町、石手町4丁目、1.00m～1.30、約 300m、中央排水区
清水1号雨水幹線、御幸町1丁目、御幸町1丁目、0.90m、約 490m、中央排水区
清水2号雨水幹線、山越町1丁目、御幸町2丁目、0.90～1.30m、約 500m、中央排水区
清水3号雨水幹線、中央1丁目、高砂町3丁目、0.90～1.30m、約 1,000m、中央排水区
新玉1号雨水幹線、南江戸町、南江戸町、2.93m～1.60m、約 530m、中央排水区

新玉 2 号雨水幹線、生石町、生石町、1.00m～1.10m、約 340m、中央排水区
味生 1 号雨水幹線、北齊院町、南江戸町、1.30m、約 720m、中央排水区
雄郡 1 号雨水幹線、土居田町、小栗町、1.00m～1.40m、約 1,270m、中央排水区
雄郡 2 号雨水幹線、土居田町、和泉、2.28m～1.60m、約 1,210m、中央排水区
雄郡 3 号雨水幹線、土居田町、土居田町、2.04m、約 500m、中央排水区
味酒 1 号雨水幹線、衣山町 2 丁目、朝日丘 1 丁目、0.80m～1.40m、約 600m、中央排水区
味酒 2 号雨水幹線、美沢町 1 丁目、美沢町 1 丁目、1.10m～1.30m、約 440m、中央排水区
味酒 3 号雨水幹線、愛光町、愛光町、0.90m～1.00m、約 230m、中央排水区
余土 1 号雨水幹線、保免町、和泉、2.04m～2.58m、約 870m、中央排水区
湯山 1 号雨水幹線、樽味町、上高野町、2.94m～5.88m、約 2,820m、中央排水区
桑原 1 号雨水幹線、畑寺町、東野町、1.30m～1.60m、約 1,400m、中央排水区
桑原 2 号雨水幹線、松末町、樽味町、1.10m～1.90m、約 1,740m、中央排水区
桑原 3 号雨水幹線、松末町、枝松町 2 丁目、1.10m～1.90m、約 1,220m、中央排水区
久米 1 号雨水幹線、松末町、福音寺町、1.20m～1.60m、約 1,370m、中央排水区
素鷲 1 号雨水幹線、朝生田町、小坂町 2 丁目、1.00m～3.00m、約 2,160m、中央排水区
素鷲 2 号雨水幹線、天山町、祇園町、1.10m～1.60m、約 1,020m、中央排水区
素鷲 3 号雨水幹線、朝生田町、立花町 3 丁目、1.00m～1.40m、約 810m、中央排水区
素鷲 4 号雨水幹線、朝生田町、立花町 6 丁目、1.00m～1.90m、約 900m、中央排水区
石井 1 号雨水幹線、朝生田町、天山町、1.00m～1.10m、約 670m、中央排水区
その他、約 542,280m、雨水管 133,820m、污水管 317,450m、合流管 91,010m』

に改める。

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

(ロ) 都市下水路 (変更なし)

【名称、位置 (起点、終点)、区域 (管径又は幅員、延長)、摘要】

宮市下水路、堀江町、堀江町、1.10m～0.90m、約 170m、堀江下水路

古三津下水路、中須賀町 3 丁目、山西町、2.50m～1.60m、約 1,800m、三津中須賀下水路

中須賀 1 号下水路、中須賀町 3 丁目、高山町、2.60m～1.50m、約 1,520m、三津中須賀下水路

中須賀 2 号下水路、辰巳町、石風呂町、1.80m～1.60m、約 670m、三津中須賀下水路

4 ポンプ場

(イ) 公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

『第 1 ポンプ場、梅田町 2299 番地の 16 地先、約 470m²、揚水量 163m³/分

第 2 ポンプ場、住吉町 2 丁目 2202 番地の 56 地先、約 190m²、揚水量 39m³/分』

を、

『第 1 ポンプ場、梅田町、約 470m²、揚水量 163m³/分

第 2 ポンプ場、住吉町 2 丁目、約 190m²、揚水量 39m³/分

保免中継ポンプ場、保免町、約 710m²、揚水量 42.36m³/分

丸山中継ポンプ場、南江戸町、約 140m²、揚水量 2.1m³/分』

に改める。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

(ロ) 都市下水路 (変更なし)

【名称、位置、敷地面積、摘要】

堀江ポンプ場、堀江町 1657 番地、約 660m²、揚水量 71.4m³/分

中須賀ポンプ場、三杉町 2885 番地の 2、約 2,000m²、揚水量 481m³/分

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

『松山処理場、生石町 530 番地付近、約 37,300m²、中級処理約 43,280 m³、約 157,000 人』
を、

『中央処理場、南江戸町、約 103,760m²、中級処理、高級処理約 204,000 m³、約 322,000 人』
に改める。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

さきに都市計画決定を行った松山都市計画下水道計画のうち、本庁排水区の排水面積を変更し、併せてそれに伴う処理施設の計画を変更するものである。

第 46 号議案 今治都市計画下水道の変更 (今治市決定)

今治都市計画下水道中、2 排水区域、3 下水管渠、4 ポンプ施設を次のように追加する。

1 下水道の名称：今治下水道

2 排水区域

【面積、摘要】

『公共下水道、約 359ha、第 1 排水区 118ha、第 2 排水区 88ha、第 3 排水区 62ha、第 4 排水区 51ha
都市下水路、約 148ha、青木下水路 148ha』

を、

『公共下水道、約 661ha、中央第 1 排水区 123ha、中央第 2 排水区 256ha、鯉池排水区 75ha、立花
排水区 207ha

都市下水路、約 206ha、青木下水路 148ha、高部下水路 58ha』

に改める。

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

(イ) 公共下水道、

【名称、位置 (起点、終点)、区域 (管径又は幅員、延長)、摘要】

『本町通幹線、本町 4 丁目、常盤町 4 丁目、1.2m～1.65m、約 1,070m、中央第 2 排水区 (旧第 1 排水区)

恵美須町幹線、本町 1 丁目、恵美須町 1 丁目、0.9m、約 300m、中央第 2 排水区 (旧第 1 排水区)

今治駅天保山幹線、天保山町 3 丁目、南宝来町 3 丁目、0.9m～1.35m、約 1,200m、中央第 1 排水区
(旧第 2 排水区)

蔵敷旭町泉川幹線、天保山町 2 丁目、東門町 3 丁目、1.35m～1.8m、約 580m、中央第 1 排水区 (旧
第 2 排水区)

北新町幹線、今治村浜手、本町 4 丁目、1.65m～1.8m、約 540m、中央第 2 排水区 (旧第 3 排水区)

竹屋町幹線、今治村北屋敷、北宝来町 3 丁目、1.1m～1.2m、約 1,310m、中央第 2 排水区 (旧第 3 排水区)

北浜町幹線、今治村浜手、今治村浜手、1.8m、約 320m、中央第 2 排水区 (旧第 3 排水区)

常盤町幹線、常盤町4丁目、日吉中屋敷、0.9m～1.0m、約910m、中央第2排水区（旧第4排水区）
二級国道196号幹線、日吉湯殿、日吉麦原、0.9m～1.1m、約310m、中央第2排水区（旧第4排水区）
その他、0.25m～1.2m、約67,520m、中央第1排水区、中央第2排水区』

を、

『本町通幹線、本町4丁目、常盤町4丁目、1.2m～1.65m、約1,070m、中央第2排水区（旧第1排水区）
恵美須町幹線、本町1丁目、恵美須町1丁目、0.9m、約300m、中央第2排水区（旧第1排水区）
今治駅天保山幹線、天保山町3丁目、南宝来町3丁目、0.9m～1.35m、約1,200m、中央第1排水区
（旧第2排水区）

蔵敷旭町泉川幹線、天保山町2丁目、東門町3丁目、1.35m～1.8m、約580m、中央第1排水区（旧第2排水区）

北新町幹線、今治村浜手、本町4丁目、1.65m～1.8m、約540m、中央第2排水区（旧第3排水区）

竹屋町幹線、今治村北屋敷、北宝来町3丁目、1.1m～1.2m、約1,310m、中央第2排水区（旧第3排水区）

北浜町幹線、今治村浜手、今治村浜手、1.8m、約320m、中央第2排水区（旧第3排水区）

常盤町幹線、常盤町4丁目、日吉中屋敷、0.9m～1.0m、約910m、中央第2排水区（旧第4排水区）

二級国道196号幹線、日吉湯殿、日吉麦原、0.9m～1.1m、約310m、中央第2排水区（旧第4排水区）

その他、0.25m～1.2m、約67,520m、中央第1排水区、中央第2排水区

第3圧送污水幹線、天保山町2丁目、今治村浜手、0.5m～0.6m、約3,960m、中央第1排水区、中央第2排水区

第2圧送污水幹線、蔵敷大浜地先、天保山町2丁目、0.6m～0.7m、約1,560m、中央第1排水区

第1圧送污水幹線、蔵敷大浜地先、鳥生浜手、0.45m～0.6m、約1,970m、中央第1排水区、立花排水区

鯉池排水第1污水幹線、天保山町2丁目、蔵敷煙草畑、0.6m～1.0m、約2,550m、中央第1排水区

鯉池排水第2污水幹線、蔵敷煙草畑、日吉鯉池、0.6m、約710m、鯉池排水区

立花排水第1污水幹線、鳥生浜手、八丁中川原、0.3m～1.0m、約3,830m、立花排水区

処理場吐口、天保山町2丁目、蔵敷大浜地先、1.65m、約770m、中央第1排水区

その他、0.25m～0.5m、約62,100m、中央第1、中央第2、鯉池、立花排水区

金星川1号雨水幹線、恵美須町1丁目、蔵敷煙草畑、2.9m～7.3m、約1,900m、中央第1排水区、中央第2排水区

金星川2号雨水幹線、蔵敷煙草畑、日吉鯉池、2.9m～3.7m、約610m、鯉池排水区

泉川1号雨水幹線、日吉中川原、日吉鯉池、1.8m、約450m、鯉池排水区

日吉川雨水幹線、日吉古川、日吉阿満田、1.4m、約500m、鯉池排水区

御物川1号雨水幹線、鳥生浜手外川原、八丁轟、2.6m～5.2m、約3,130m、立花排水区

大浜1号雨水幹線、鳥生新開藤衛門、鳥生小原分、1.8m～8.5m、約1,040m、立花排水区

高下川2号雨水幹線、鳥生先新開、郷石橋、1.4m～9.5m、約2,570m、立花排水区

高下川3号雨水幹線、鳥生長丁、鳥生中ノ町、1.2m～2.1m、約640m、立花排水区

御物川2号雨水幹線、八丁御物川、八丁前土手、1.2m、約530m、立花排水区

御物川3号雨水幹線、郷春日、郷北内、1.0m～1.1m、約180m、立花排水区

御物川4号雨水幹線、郷伊智川端、郷竹ノ下、1.6m～1.63m、約430m、立花排水区

御物川5号雨水幹線、郷坊ヶ窪、郷前土手、1.3m～1.4m、約450m、立花排水区

その他、0.4m～2.3m、約5,080m、鯉池、立花排水区』

に改める。

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

(ロ) 都市下水路 (変更なし)

【名称、位置 (起点、終点)、区域 (管径又は幅員、延長)、摘要】

『青木下水路、日吉湯殿、片山上新田、2.15m～2.9m、約 2,620m、青木下水路』
を、

『青木下水路、日吉湯殿、片山上新田、2.15m～2.9m、約 2,620m、青木下水路
高部下下水路、高部下、高部馴合、1.12m～2.6m、約 1,000m、高部下下水路
高部下下水路吐口、高部下、高部下、1.75 m、約 140m、高部下下水路』

に改める。

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

(イ) 公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

『日本丸ポンプ場、今治村浜手、約 680m²、揚水量 3.941m³/秒
天保山ポンプ場、天保山町 2 丁目、約 600m²、揚水量 3.524 m³/秒』

を、

『日本丸ポンプ場、今治村浜手、約 680m²、揚水量 3.941m³/秒
日本丸中継ポンプ場、今治村浜手、約 530m²、揚水量 0.553m³/秒
天保山排水ポンプ場、天保山町 2 丁目、約 600m²、揚水量 3.524 m³/秒
天保山中継ポンプ場、天保山町 2 丁目、約 1,390m²、揚水量 0.3418m³/秒
立花中継ポンプ場、鳥生浜手、約 2,050m²、揚水量 0.1491 m³/秒』

に改める。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

(ロ) 都市下水路 (変更なし)

【名称、位置、敷地面積、摘要】

高部下ポンプ場、波止浜高部下、約 2,050m²、揚水量 4.542m³/秒を追加する。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

今治終末処理場、蔵敷大浜地先、約 33,000m²、標準活性汚泥にする高級処理を追加する。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

今治市の公共下水道事業は、中心市街地を対象とする下水道認可を受けて、工事は約 70%の完成を見た。しかし、鯉池、立花地区は近年特に宅地化が進み、今後さらに発展も急になると思われるので、中心市街地に隣接するこれらの地域の下水道事業を本案のとおり完備してゆきたい。波止浜高部下地区は、波止浜港に沿った低地区である。水田が宅地化とともに浸水被害が増してきた。よって都市下水路として本案のとおり排水計画を立てた。

第 47 号議案 伊予三島都市計画下水道の変更 (伊予三島市決定)

伊予三島都市計画下水道中、2 排水区域、3 下水管渠を次のように変更し、4 ポンプ施設、5 処理施設を

それぞれ次のように追加する。

1 下水道の名称：伊予三島下水道

2 排水区域

【面積、摘要】

『都市下水路、約 74ha、古池下水路 32.6 ha、青木下水路 41.7ha』

を、

『公共下水道、汚水約 521ha、寒川中部排水区 28ha、寒川排水区 32ha、中之庄排水区 150ha、三島排水区 230ha、村松排水区 81ha

雨水約 521ha、長谷川排水区 61.3ha、大谷川排水区 51.8ha、井関川排水区 109.4ha、宮川排水区 125.3ha、海岸寺川排水区 88.8ha、赤之井川排水区 36.8ha、堀子川排水区 47.6ha』

に改める。

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

『都市下水路

名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要

古池下水路、伊予三島市中曾根町字井垣 344、伊予三島市中曾根町字井垣 428 の 1、1.0m～1.4m、約 400m

青木下水路、伊予三島市中央 5 丁目 1545、伊予三島市中央 5 丁目 1634、0.9m～1.4m、約 490m』

を

『公共下水道、

名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要

寒川中部汚水幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、0.35m、約 30m、寒川中部排水区

寒川中部汚水圧送幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、0.20m、約 710m、寒川中部排水区

寒川汚水幹線、伊予三島市寒川町字北部地先、伊予三島市寒川町字中部、0.35m、約 450m、寒川排水区

寒川汚水圧送幹線、伊予三島市具定町字具定、伊予三島市寒川町字北部地先、0.20m、約 1,100m、寒川排水区

中之庄第 1 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字中部地先、伊予三島市中央 5 丁目 6、0.20m～0.80m、約 2,200m、中之庄排水区

中之庄第 2 汚水幹線、伊予三島市金子 2 丁目 5、伊予三島市金子 2 丁目 7、0.25m、約 170m、中之庄排水区

中之庄第 3 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字中部、伊予三島市中之庄町字宮北、0.25m～0.30m、約 910m、中之庄排水区

中之庄第 4 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字中部、伊予三島市具定町字具定、0.40m、約 220m、中之庄排水区

三島第 1 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目 12、伊予三島市中曾根町字秋則、0.2m～0.6m、約 1,730m、三島排水区

三島第 2 汚水幹線、伊予三島市宮川 1 丁目 1、伊予三島市中央 5 丁目 12、12、0.2m～0.35m、約 1,000m、三島排水区

三島第3 汚水幹線、伊予三島市宮川4丁目5、伊予三島市中曾根町字幸、0.25m、約260m、三島排水区
三島第4 汚水幹線、伊予三島市宮川3丁目7、伊予三島市朝日町1丁目9、0.4m、約770m、三島排水区
三島汚水圧送幹線、伊予三島市金子2丁目3、伊予三島市中央1丁目12、0.35m、約760m、三島排水区
村松汚水幹線、伊予三島市村松町字浜、伊予三島市朝日町3丁目1、0.25m～0.40m、約1,680m、
村松排水区
村松汚水圧送幹線、伊予三島市朝日町3丁目9、伊予三島市村松町字浜、0.20m、約1,820m、村松排水区
その他、0.2m～0.3m、約80,000m、汚水枝線渠
長谷川第1 雨水幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、1.30m、約130m、長谷
川排水区
長谷川第2 雨水幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、1.20m、約190m、長谷
川排水区
長谷川第3 雨水幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、1.30m、約400m、長谷
川排水区
大谷川第1 雨水幹線、伊予三島市中之庄町字中部、伊予三島市中之庄町字中部、1.00m、約440m、
大谷川排水区
大谷川第2 雨水幹線、伊予三島市中之庄町字380番地、伊予三島市中之庄町字中部、1.40m、約710m、
大谷川排水区
大谷川第3 雨水幹線、伊予三島市中之庄町字中部、伊予三島市、1.10m、約440m、大谷川排水区
井関川第1 雨水幹線、伊予三島市中曾根町字石床、伊予三島市中曾根町字石床、1.30m、約670m、
井関川排水区
井関川第2 雨水幹線、伊予三島市中央5丁目、伊予三島市中央5丁目、1.10m、約80m、井関川排水区
井関川第3 雨水幹線、伊予三島市金子1丁目5、伊予三島市中之庄町字宮北、1.10m～0.80m、約
470m、井関川排水区
宮川第1 雨水幹線、伊予三島市中曾根町字三谷、伊予三島市中曾根町字三谷、1.00m～1.10m、約
240m、宮川排水区
宮川第2 雨水幹線、伊予三島市中央5丁目12、伊予三島市中央5丁目9、0.90m～1.40m、約490m、
宮川排水区
海岸寺川第1 雨水幹線、伊予三島市宮川4丁目10、伊予三島市宮川4丁目8、1.00m～1.40m、約
400m、海岸寺川排水区
海岸寺川第2 雨水幹線、伊予三島市朝日町1丁目1、伊予三島市朝日町1丁目4、1.10m、約190m、
海岸寺川排水区
赤之井川雨水幹線、伊予三島市朝日町2丁目11、伊予三島市朝日町2丁目12、1.10m～1.50m、約
300m、赤之井川排水区
堀子雨水幹線、伊予三島市村松町字浜、伊予三島市村松町字村松、1.20m～1.50m、約680m、堀子
川排水区』

に改める。

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

寒川中部汚水中継ポンプ場、伊予三島市寒川町字中部、約 310m²、揚水量 0.061m³/秒（污水）
寒川汚水中継ポンプ場、伊予三島市寒川町字北部地先、約 340m²、揚水量 0.080m³/秒（污水）
三島汚水中継ポンプ場、伊予三島市中央 1 丁目 12、約 360m²、揚水量 0.023m³/秒（污水）
青木汚水中継ポンプ場、伊予三島市中央 5 丁目 12、約 290m²、揚水量 0.002m³/秒（污水）
村松ポンプ場、伊予三島市村松町字浜、約 900m²、揚水量 0.072m³/秒（污水）、揚水量 3.583m³/秒（雨水）
を追加する。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

伊予三島終末処理場、伊予三島市中之庄町字中部地先、約 25,000m²、標準活性汚泥法
を追加する。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

本市は、商工業地帯及び住居地域として発達してきたが、系統的下水道施設がなく、河川港湾等の汚濁が著しく、悪臭の発生とともに都市の美観を損じているので、その環境を改善すべく、今後市街化を予想される区域について、本案のように公共下水道を計画した。

第 48 号議案 壬生川都市計画ごみ焼却場の決定（小松町決定）

壬生川都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【種別、名称（番号）、位置、面積、摘要】

ごみ焼却場、1、東予衛生事務組合ごみ焼却場、周桑郡小松町大字大頭字松縄地内、約 1.6 ヘクタール

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当該申請地は、中山川右岸の農業地域で東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の設定に伴う市街化調整区域の予定地内であり、将来の土地利用上からも検討した結果、当該地域にごみ焼却場を計画するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 44 号議案

委員：後述の議案第 47 号下水道の変更があり、配置図等をみると、同場所に運動公園と下水道終末処理場を考えられており、前者は知事提案、後者は市決定であるが、運動公園と下水道終末処理場を同じ所につくる全体の面積、位置に配置することは地元関係市や住民の中で十分論議されているのか。経過説明を願いたい。

幹事：運動公園は根幹施設なので知事決定であるが、事業施行は伊予三島市が行う。市町から申し出があったものについて知事が決定することが手続きになっており、縦覧に供する制度である。運動公園と下水道の縦覧に対して意見書の提出はない。

委員：運動公園はその地域の非常に大きなことであり、また建設事業でもある。また糞尿処理を中心とし

た三島全体の下水道との終末処理施設も重大であろうと思うのでこれが隣接して設置されることについては、関係地域の住民等でかなり議論されるべきであり、法律的な手法だけでなく、出来る限りの努力で市が検討すべきである。実際にどういうことが行われたのか。

幹事：この計画は昨年初めから三島市において市の審議会で十分検討した結果、両案が可決され、書類が提出されたものです。

委員：形式の議論ではない。この種の問題は非常に大事で、私も地域から聞いているが地域にはほとんど説明されてない。市の審議会で決定しているので、反対するものではないが、単なる法律の処理ではなく、できるだけ関係住民の意見を反映するように図ることを期待している。

委員：埋立関係の免許手続きは終わっているか。

幹事：この区域は港湾区域ではなく、県では河川課が主管しており、下協議は十分している。

第 48 号議案

委員：煤煙の被害がないと書いているが、経過を若干知っている。関係市町村で小松町が引き受けることになっているが、搬入道路、ごみ焼場の周辺は大変煙が出るので、それなりに苦勞しただろう、関係住民が直接協力したことに敬意を表したい。約束以上に住民の意見を尊重して公害の万全に沿うように、附帯決議という意味ではないが、指導の中で意見を加えていただきたい。

第 12 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 47 年 6 月 6 日）

第 49 号議案 今治都市計画墓園の変更（愛媛県知事決定）

今治都市計画墓園に次の大谷墓園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

墓園、1、大谷墓園、今治市山路日吉、約 12.6ha、園路、広場、修景施設、便益施設
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

大谷墓園は市街地に隣接した地点にあるが、環境は非常に静寂で、しかも隣接の上水道配水地は桜の名所として市民に親しまれ、また周辺はなだらかな丘陵の松林に囲まれている。このように良好な環境に恵まれているため、参拝に、レクリエーションに市民の往来がたえない現状である。現在の墓園は既に利用が満度に達しており、市民の希望が満たされない状態にあるので、これを拡張整備して公園を兼ねたよりよい墓園を建設するよう計画するものである。

第 50 号議案 八幡浜都市計画用途地域の決定（八幡浜市決定）

八幡浜都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、延べ面積の敷地面積に対する割合、構成比、摘要】

第 2 種住居専用地域、約 47.1ha、20 対 10、14.9%

住居地域、約 159.6ha、20 対 10、50.5%

近隣商業地域、約 11.2ha、20 対 10、3.6%

商業地域、約 44.8ha、40 対 10、14.2%

約 2.1ha、50 対 10、0.6%

小計約 46.9ha、14.8%

準工業地域、約 43.2ha、20 対 10、13.7%

工業地域、約 8.0ha、20 対 10、2.5%

計 約 316.0ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画区域内において無秩序な市街化を防止し、土地の合理的な利用を図るため、都市計画法第 8 条 1 項の用途地域を定める。

第 51 号議案 八幡浜都市計画準防火地域の決定（八幡浜市決定）

八幡浜都市計画準防火地域を次のように決定する。

【種類、面積】

準防火地域、約 46.0ha

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

市街地の中心部における火災の危険を防除するため、都市計画法第 8 条 1 項の準防火地域を定める。

第 52 号議案 松山広域都市計画駐車場の決定（松山市決定）

松山広域都市計画駐車場を次のように決定する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造、摘要】

- 1、中之川地下駐車場、松山市湊町 3 丁目、柳井町 1 丁目、柳井町 2 丁目、河原町の地内、約 0.5ha、地下 2 層、約 260 台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

最近モータリゼーションの普及、レジャーブーム等により市街地における駐車需要は年々増大し、交通混雑を来している現状なので、これらに対処するため、当該地に地下駐車場を計画するものである。

第 53 号議案 住宅地区改良法に基づく改良地区の指定について

【地区名称、地区面積、地区地番、摘要】

- 南小松原地区、1.94ha、新居浜市南小松原町 7 番 9 号

理由書

新居浜市南小松原地区の不良住宅の改良につき、住宅地区改良事業を実施するため住宅地区改良法第 4 条第 1 項の規定により、改良地区の指定を受けるものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 50 号議案

委員：どれくらいの住民が説明会に参加したか。

幹事：一番大きい会合は 60 人くらい、全体では 360 人くらいになり、会合数は 10 回。

委員：将来の希望的意見。会合では十分なことをやられたと思うが、利害関係があるので、住民側が参加しやすい、あるいは注目されるような努力が大事である。将来の法律改正に伴ってこの 2 年間でやらねばならない。できるだけ住民を参加させ、まきこんだ街づくりを希望する。

委員：商業地域の右の上に酒六とか丸三産業とか、かなりまとまった工業生産地がある。すでに大部分が転業されているのか、それとも将来出て行ってもらうのか。

幹事：市の審議会で問題が出て、流動的な期待しかできないと話をしている。当面現状で経営を続けるが、将来整理の問題もあり、できれば再開発的な考えもある。

委員：市の意見と思うが、企業に話をしているか。

幹事：この作業自体は市であり、市に企業との関係を充分話している。いろいろ整理の問題が出るのではないかという意見が出ている。

第 52 号議案

幹事：場所は中の川の川筋である。事業費約 6 億 2 千万円、松山市の方で将来の駐車需要、今後起こる交通問題をアンケートして計画した。駐車場整備地区全体でみると、駐車需要は約 1,850 台、附置義務条例で建設するもの 82 台、民間の届出駐車場 559 台、公営駐車場は現在なし、民間駐車場 799 台、その他路上駐車を認めている 1,030 台、合算すると 2,470 台となる。将来市で予測しているのは 3,000 台～5,000 台が必要。55 年時点を目標として駐車場整備地区について、公営駐車場をどれ

だけ造るか、55年で需要が2,870台推定している。そのうち附置義務駐車場が550台、民間の届出駐車場約1,000台(500m²以上)、公営駐車場については450台、一般の民間駐車場860台、路上駐車はゼロにする。よって駐車スペースは全体で2,870台、内公営駐車場については460台として建設計画を立て、その場所をどこにするか、その状態をみると、乗り入れ禁止の問題もあり、整備地区については公営駐車場を設けない。中の川全体で35mあり、一番よくとれる。整理ができる。

委員：第1次計画か。

幹事：数年前から駐車場整備地区とか公営駐車場とか、全体としてはつまってないが、計画を考えている。

委員：有料か。

幹事：有料です。一般市価より少し安い。償還は大体17年で済む計画。6億2千万円の数字は多少動くかもしれない。

委員：東京では地下駐車場が2階、3階になっており、もう一度開発する場合にその第1次計画がじゃまになって困っている。中の川、花園町、駅前を施行する場合は今後の都市の展望にたって、下水道を含めて施工しておかねば困る可能性がある。そうした議論はしているか。

幹事：中の川については下水道は出来ている。道路の問題については、将来の交通事情が算定できれば中の川を埋めて全体をみていろいろ検討する余地がある。

委員：金が要っても将来、慎重にやっておかないと必ず困る問題が起こる。

幹事：将来の交通量等を考え、今の時点が比較的問題がない。

委員：6億数千万円の事業費だが、駐車料金の算定及び運営管理について。

幹事：今までの民営の駐車料金の最低限を考え、どれだけ使用するか不明。実態は平均という線で、各年ごとの収入を考え、17年位で償還する計算になっている。

委員：それで減価償却できるのか。

幹事：そのような計算になっている。市の方でもう少し検討してみる。付近の駐車場の問題だが、位置の選定の時も、民間駐車場の圧迫の問題もあり、現行では一番うすいような地域。なお商店街の方々、関係機関を通じ、公営駐車場を建設することについて以前から検討している。現実には公営駐車場を建設する位置について充分御理解をいただくようお願いした。

委員：民間企業の圧迫ではなく、投資に対して有効に活用されるかどうかを質問している。過密地帯であるので、今後の都市交通の一層の混雑、都市交通の渋滞を考えると、マイカー対策、規制等非常にむつかしいが、都市内部では困難であり、周辺の比較的地価の安い所で混雑しないところで確保する方向で考えてはどうか。

幹事：松山市の中で種々案を検討したが、交通の予測についてはむつかしいので、御意見には充分考慮していく考えである。

委員：委員と同意見。中の川をつぶすことを言っているが、将来の時点ではどうか。

幹事：今の道路計画では将来の交通容量が定まらない。中の川を真ん中にしてグリーンベルトとし、全体で考える。

第53号議案

幹事：昭和27～31年の間、公営住宅64戸、一般住宅12戸、計76戸、不良住宅は改良法第4条の規定により、新居浜市から提出された。

委員：現在の状態を計画のように整備して公営住宅にはいる、その人達との話し合いはどうか。

幹事：円満についている。

委員：整理の間はどこかへ移すのか。

幹事：新居浜市の公営住宅に移っていただく。

委員：移った人はもう一度ここに帰ってくるのか。

幹事：そうです。

第 13 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 47 年 9 月 8 日）

第 54 号議案 松山広域都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画臨港地区中松山臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、摘要（分区、面積（ha））】

松山臨港地区、約 276.4ha、工業港区、251.0ha、商港区、25.4ha、計 276.4ha、
「位置、及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

重要港湾松山港は県都松山市の玄関として、また瀬戸内海航路の要衝として、交通運輸、経済、産業の発展に寄与することが大であり、その港勢は飛躍的な発展を遂げておりますが、今後における港湾周辺地帯の効果ある利用とその発展を図り、秩序ある管理運営を期するため、臨港地区の指定（変更）を受けたく申し出るものであります。なお、松山港の臨港地区は、昭和 39 年に指定されておりますが、当時の情勢から除外した外港および吉田浜地区、今出地区の港湾整備に伴い化学繊維製造企業の進出が決定した区域ならびに今後の港湾管理運営上必要な若干の区域を今回追加指定しようとするものである。

第 55 議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路 2 等大路第 2 類第 8 号線を次のように変更する。

【種別、名称、位置、区域、構造、摘要】

番号、路線名、 起点、終点、（主な経過地）、延長または面積、幅員、構造
幹線道路、2,2,8 本町南吉田線、本町 4 丁目、南吉田町、（味酒町 2 丁目）、約 6,460m、15m、地表式
ただし、本町 4 丁目、平和通 6 丁目、約 240m、30m、地表式、中央分離帯あり
平和通 6 丁目、竹原町、約 2,120m、12m、地表式
竹原町、竹原町、約 240m、19m、地表式

位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり

理由書

都市交通量の増大に対処し、将来における交通量を勘案し、再検討の結果、本案のように変更しようとするものである。

第 56 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

松山広域都市計画公園に次の愛媛県営総合運動公園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、45、県営総合運動公園、松山市上野町、西野町地内、伊予郡砥部町大字宮内字大下田、大下田表、城山裏、通谷、古鎌、東山、大字麻生字釈迦免、来光、上之段、約 113.0ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近時における屋外レクリエーション及びスポーツ活動重要に対処するため、松山広域都市計画区域に本公園を配置して、都市環境の向上を図ると共に県民福祉の増進に資するものである。

第 57 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に次の 46 号北条公園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、46、北条公園、北条市庄字逆様谷、陰ノ谷、オノ谷、向大林、ヨモガ谷、蔵ノ谷及び芝ノ谷、上難波字上竹、下竹、大成、源四郎畑、柳ヶ谷、高山、夏狩、会下、狸鼻、曇、ヨモガ谷及び恵良並びに萩原字向ヶ谷の地内、約 112.3.0ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設、展望台

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

北条公園区域は瀬戸内海を一望できる風光明媚の位置にあり、この区域の開発整備を行い、観光コースとして整備することによって市民並びに近郊住民に健全慰楽の場を提供しようとするものである。

第 58 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に次の 47 号住吉公園ほか 1 公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、47、住吉公園、松山市西垣生町地内、約 0.19ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童公園、48、会津公園、松山市会津町地内、約 0.21 ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉の向上、ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

第 59 号議案 松山広域都市計画公園の変更（川内町決定）

都市計画公園に次の 49 号茶堂公園追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、49、茶堂公園、温泉郡川内町大字南方 2202 番地地内、約 0.97 ha、園路、広場、遊戯施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

川内町における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉の向上に資し、健全な川内町の発展を図ろうとするものである。

第 60 議案 新居浜都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 2 等大路第 1 類第 1 号線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、 起点、終点、（主な経過地）、延長または面積、幅員、構造】

幹線道路、2,1,1 前田多喜浜線、磯浦町、阿島字三喜一番浜、（新田町 2 丁目、平形町、郷、多喜浜）、約 11,470m、20m、地表式、平形橋幅員 13m

ただし、磯浦町、磯浦町、約 1,830m、29m、地表式、中央分離帯あり

磯浦町、新田町 2 丁目、約 970m、22m、地表式、中央分離帯あり

郷字落神、阿島字三喜一番浜、約 2,740m、22m、地表式、中央分離帯あり

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線は新しく開発が進められている工業地帯と市街地を結ぶ幹線道路であり、最近における土地利用の現状を勘案し、本案のとおり線形の一部を変更するものである。

第 61 号議案 新居浜都市計画緑地の決定（愛媛県知事決定）

新居浜都市計画緑地を次のとおり決定する。

【種別、名称（番号、緑地名）、位置、面積、摘要】

緑地、1、国領川緑地、新居浜市南小松原町、東雲町 1 丁目、東雲町 2 丁目、東雲町、庄内町 6 丁目、庄内町 3 丁目、庄内町 2 丁目、平形町、新須賀町 4 丁目地先河川敷及び水面、約 65.5ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

新居浜市の都市公園を検討した結果、本案のように都市計画決定を行い、早急に整備し、市民の福祉並びに慰楽に供するため計画するものである。

第 62 号議案 内子都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

内子都市計画公園に次の 4 号龍王公園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、4、龍王公園、喜多郡内子町大字内子字鳥越地内、喜多郡五十崎町大字古田字龍王地内、約 7.4ha、園路、広場、修景施設、運動施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

内子町及び五十崎町には現在まで都市施設の整備が不十分であり、今回本案のように総合的一般公園を設置して、住民の福祉に供し、健全な地域開発を促進しようとするものである。

第 63 号議案 宇和都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

宇和都市計画公園に次の 2 号宇和運動公園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、2、宇和運動公園、東宇和郡宇和町大字卯之町字兔田、王子下、黒瀬、日の平、土居、油田、池の上、約 9.5ha、園路、広場、修景施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設、展望台、その他施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和運動公園地域は、黒瀬城下一帯で、宇和平野が一望に望める風光明媚の位置にあり、住民の憩いの地として整備を図り、もって地域住民向上に資せんとするものである。

第 64 号議案 今治都市計画市場の決定（今治市決定）

今治都市計画市場を次のように決定する。

【名称（番号、市場名）、位置、面積】

1、今治市公設地方卸売市場、今治市天保山町3丁目地先、約2.1ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

市内に点在する小市場を1箇所に集約し、今治市及び越智郡陸地部、島嶼部の生産地と消費地を結ぶ集出荷地点とし、生鮮食料品の円滑な供給を図り、流通機構の根本的改革をはかるため交通条件の完備された天保山海岸の造成地を選び決定するものである。

第65議案 今治都市計画道路の変更（今治市決定）

都市計画道路に2等大路第3類第21号線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長または面積、幅員、構造】

幹線道路、2,3,21 東村鳥越線、東村字上り立、国分寺向、（国分寺鳥越）、約1,740m、12m、地表式

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

造成中の本市の唐子団地とそれに接続する住宅地区の発生交通を円滑に処理するため同地区の中央部に幹線街路を計画するものである。

第66号議案（追加付議） 今治都市計画ごみ焼却場の決定（今治市決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、摘要】

1、今治市ごみ焼却場、今治市高市字青木、町谷字山田寺山、町谷字山田及び町谷字寺山、約1.7ヘクタール、能力112.5t/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治市のごみ処理は市内町谷地区において焼却処理を行ってきたものであるが、近時におけるごみ処理量の増大に鑑み既設処理場を拡張して、本案のように都市計画として決定するものである。なお住宅団地との隣接部には幅30m、長さ80mの遮断緑地を設ける。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第55号議案

幹事：松山駅から空港に至る間の240mについて、当初の17mから今回の19mに変更、交通関係者の意見、地元の意見を聞き、2mの歩道を含め19mに幅員を変更した。

委員：横断する鉄道線路との関係は、地形的には延長が足りないかどうか。立体交差の関係か。

幹事：鉄道線路は全部立体であり、この幅員を拡幅して行う。

第56号議案

委員：総工費、年次計画、財源内訳について

幹事：詳細な計画はできてない、構想図だけ。内訳は運動公園 47ha～50ha、総工費 30 億円、事業主体は県、用地補償費関係国費 3 分の 1、残り県費、施設 2 分の 1 補助、公共事業地元負担率 16.6%が予算の内訳、計画 50ha の部分は 8 年計画、残りの計画については現在マスタープランを検討中。

委員：中予には総合運動公園、南予にはレクリエーション都市あるが、東予にも望ましいが、今後の考え方はどうか。

幹事：広域都市計画を進めている。線引作業の後で全体の緑地計画を考えて空地の配置を決定する。

委員：御荘町のダム関係で市町村地元負担金を徴収することを専決処分している。この運動公園も県条例に基づいて地元負担金を徴収すると、約 30 億円の 16%、大半は松山市であるが、砥部町の財政力も考えて 9 対 1 としても 2 千万円の負担となる。砥部町の財政規模 2 億 5 千万の 1 割以上となり、公園はやりたしいし、地元負担は困るということになる。事前に関係市町と論議をつくし、施設についても構想段階で協議し、利用団体とも意見を徴し、利用者の立場に立って建設計画を立てることが望ましい。

幹事：負担金の問題については、当初の協議の時、工事内容が決まれば検討してゆくことにしている。施設の内容は保健体育課が管掌して計画しており、事業は都市計画課が行う。

委員：都市計画関係は都計、管理は教育委員会、その他施設は民生といろいろな関係が出てくるが、総合的な審査はどこが所掌するのか。各分野で統一性に欠けては困る。

委員：駐車場の規模はどれくらいか。

幹事：地形測量を終わり、マスタープランの計画の中で場所等を検討したい。

委員：青写真の中の駐車場は小さいのではないか。今後の時代の要請を踏まえて施行するよう要望する。

第 57 号議案

委員：一番高い所は？

幹事：展望台で 300m。

委員：取付道路は？

幹事：現在の市道を利用する。

第 60 号議案

幹事：変更箇所は多喜浜地区の 920m の間、多喜浜鉄工所があり、住友系。交渉の過程で休業停止が出来ない意見もあり、補償額が全体で 1 億数千万円。周辺の関係者から、交通が錯綜するので早期完成の要望があり、関係者と協議の結果、このような変更になった。現在道路事業として施行している道路予算として 3 千万～4 千万円の実績もあり、将来交通の問題と進捗の状況を勘案して、これに対する 1 億 3 千万円の補償額のかわりに、これを工事すると 600 万円程度の面もあり、この 920m を変更して、全体事業の促進を図りたい。

委員：補償額相当分を道路の延長に使用してはどうか。年間 3 千万～4 千万円では遅々として進捗しない。

委員：技術的に問題はないか。

幹事：法線、線形関係について本省とも協議し、構造的には問題はない。

委員：地元市町村及び住民との協議について。

幹事：個々の関係者については時間をかけて話し合っている。縦覧は実施したが、縦覧者はなかった。

第 61 号議案

委員：現在県が施行している低水路工事の進捗に伴って施行するのか。低水位の工事期間がどれくらいか

かるのか。計画しているなかに韓国人がかなりいて、市の方ではなかなかやりにくい。県の方に考え方があるか。

幹事：低水路については、河川課で一部施行しているが、協議の結果、配置計画については47年から51年位の計画で進めて行きたい。河川、公園の予算のつきかた、両方に関連があるので、できるだけ計画に沿って施行する。河川敷の占用は、第一議的には河川管理者で処理するが、公園との関連もあり、関係者が協力して出来るものから早く解決したい。その他の占用の問題もあり逐次解決できるものから進めて行きたい。

委員：“縦覧に供したが意見がない”と言われるが、知らないのではないか。この問題については多数の住民意見があるように聞いている。当事者は“法律の通り施行したのでよい”というが、“住民の意見を計画に反映さすように努めなさい”と規定されている。縦覧については、できるだけ住民の話題になるように、もう少し、意を持ってやってほしい。

幹事：この点については従来から種々協議している。なお今後PRを図っていきたい。

委員：将来、河川敷を使用やこのような緑地を決定しなければならない。こうした社会資本の充実が必要だ。この種の管理運営は役所仕事ではいけない、利用者や利用団体が、創意工夫を生かし、自分達のものとして大事にするような空気や組織で、出来たものをうまく管理することも大事だが、“このような計画でどうだ”と前もって関係者の意見を求めるようお願いしたい。

第66号議案

委員：ごみ焼却場の決定について、地元自治会、居住者、耕作者から問題が出て、市が承諾した7千万～8千万円の事業費、地元協力費等を含めて、覚書を交換し、妥結している。地方自治体のごみ焼却場をめぐる紛争は大変なことである。今までの焼却場の管理運営が不十分で、関係住民の問題的になった。焼却場の位置の選定、運営には経済ベースを越えた入念な対策を講じないといつまでもこのような紛争が起きる。今治の場合も、市の当局者が努力して解決したが、覚書にふれてない部分についても害を及ぼさないよう、他市でのごみ焼却場の指導についても所管の部、課が合議して、指導されたい。

議長：今治、東予地区の線引の問題について、幹事に報告させる。

幹事：昨年10月公聴会を終わり、本年3月末、関係市町村案を県に提出。内容については、公式に支障のない旨の文章を提出。県素案に対する内容の固めは、大体3月末の時点で全体に固まり、5月～6月の初めには各省出先機関と協議の結果、試案は決まった。農林省との協議の中で農林調整を早くするよう指示を受け、6月以降各々の土地改良区と調整作業をしている現状である。全体で62件、今日現在で調整が終了しているもの約90%で調整の出来てないもの、今治市1件、西条市4件、新居浜市1件がある。現時点では6件残っているので、今後なお関係団体と精力的に話し合い、建設、農林両省とも充分協議して作業を進めている現状である。素案に対して原案を予定しているのは、原則として各市町村から提出された案を基本に考えたい。

委員：県下で6件残っているというが、調整がついてない改良区との折衝はむづかしいと思う。調整が遅れている所を除外して決定されるものかどうか。全部が決定しないといけないのか。

幹事：農林省については原則として全体の調整を終了してからということで、従来から、この原則に基づいて作業を進めている。今後の処置については建設、農林両省と充分協議して決定すべきと考える。

議長：事前協議後何日くらいで決まるのか。

幹事：事前協議後、事務手続きとしては2カ月～2.5カ月あれば、松山市の場合と同様に決定する。建設、農林

両省の見解がどう出されるかがポイントになるのではないかと考えているので充分協議して善処する。

委員：線引に反対して調整のつかない地域についてはどうか。

幹事：調整のつかない地域は建設、農林両省の見解など、こういった総合的な問題が出て結論が出るので、最善の努力をする。都市計画の策定については問題が出てくるので、我々の判断ではいけないので、建設、農林両省とも協議して判断することが妥当であると考えます。

委員：市街化区域の宅地並み課税と市街化調整区域内の開発行為の規制の緩和の問題、後者については知事も非常な努力をされ、県の基準はかなり実情に合った方向で処理されつつある。前者については昨年の国会の地方行政委員会で提出されたように、本年度は棚上げ、来年度の方針については年内に決めるということになっている。おそらく年内には決まりません。1月1日付の評価をどうするかということが頂点に論議が出て来ることになるだろう。都市計画を進めて行く中で田中内閣の日本列島改造論が出て、それをめぐって各省間の都市計画、国土利用計画、利用区分等の決定をめぐって根本がゆれているように理解している。この結末が年内にできるような空気はなく、かなり長期に亘って都市計画に対する基本的な考え方、政府の方針等がぐらついてくるように思われる。こういう立場から考えると、今治、東予地区が理事者からみると、遷延していると見られる。農林の立場からいうと、県は我々の意見をかなり聞いてもらっていると理解しているだろうと思う。この状態は、役所の仕事としてはかんばしいことではないけれども、申し上げた情勢を踏まえて対処してゆかねばならない。国の動向を見極めて対処してもらいたい。また関係住民との話し合いに一層努力されるよう、建設省の公聴会の問題や現在の公聴会が流れていることについては申し上げませんが、慎重な態度で対処されるよう望んでおく。

第 14 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 47 年 11 月 1 日（常務委員会））

第 67 号議案 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置

【名称、位置、敷地面積、建築面積】

八幡浜青果市場、八幡浜市大字矢野町字タツタ 270 番地の 2 の 277、3,295 m²、1,488 m²

理由書

- 1 事業の拡張により、既施設が手狭になったこと。
- 2 既施設には駐車場がなく、路上駐車を余儀なくされ、交通渋滞をきたしていること。

第 15 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 48 年 1 月 30 日）

第 68 号議案 津島都市計画区域の指定について（愛媛県知事決定）

1 都市計画区域の名称

津島都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

北宇和郡津島町のうち次の区域（地先水面を含む）

北灘、岩松、田の浜、曾根、脇、田風、泥目水、坪井、弓立、鼠鳴、横浦、嵐、針木、浦知、塩定、柿ノ浦、大字近家及び大字高田、大字下畑地字一木、市木、板ノ川、形ノ、形野、カタノ、徳ヶサコ、トクガサコ、トクオサコ、柿内、カキノ内、榎谷、カシダニ、カシ谷、於泥奥、於泥オク、ヲトロオク、堂ノ元、山崎、磯灘、中山、池ノ内、ヒケン谷、ヒケ谷、小ミ内、尾坂、ヲサカ、清定、中越、保場川、ホバ川、ヲトシ、吉名、ヨシナ、内田、内田下り、下り、猫神、古観音寺、フルカンオンジ、鴨田、カモダ、カモタ、鴨田奥、カモタオク、中ヤブ、ナカヤブ、中藪、竹ノハナ、サコノウチ、石神ハナ、緑田、ミドリタ、黒戸、クロト、カケヤブ、ツベタテ、ツベ立、権現駄馬、マメキトウ、見光寺オク、荒谷、岡ノ森、スミカトウ、セリ鼻、ヲトロ、マカヤ谷、イカミ谷、上イカミ谷、小ヤノ谷、立石、上立石、スホツキ谷、下ヒニン、カセカキ、カヤカリバ、新道、タルカタニ、カヤブセ、カヤフセ、フロタキ、シロノダバ、コミ内、火打サコ、平谷、長松尾、椿ノ内、ホリ切、トシシバ、長谷、シホガサコ、ヲカノハタ、ヲカノダバ、カンヲンジ、椎谷及びカジカブ、大字上畑地字竹ニハナ、役田、鬼張、セリハイ、長田、高樋、梶京、長追、梶ヶ谷、高岡、入宇、郷町、立花川、松ヶハナ、椿、上砂、八反田、長谷口、長谷、ヒジハラ、楠、ホバ川、保場川、正屋敷、寿儀、瀧本、石神、長谷奥、畦屋、行定、寺ノ下、シモクボ、大門、荒神田、松瀬、元屋敷、元ヤシキ、島田、嵐川、榎山、小谷、陰ノヒラ、アン谷、白王、キノキ谷、下谷、四郎地谷、角屋敷、磯道、見上谷、平地、カジカブ、峠ノ下、城ノ下、給分、宮ノ下、井場、外給分、城ヶハナ、細ノ平、寺井、カイ地、庵ノ下、地主、花本、細野、向細野、番頭口、マカリサコ、音ナシ、中寿賀、中谷、中山、石ノ田、善間、新田、ツヅミ田、奥番頭、丁平、古ヤシキ、トビ石、馬シハ、トビ石、東平、大ツエ、新立、六本松、一里塚、立石、板スリ、五十田、三本松、フカソラ、渡りシリ、天神山、小鼻、小祝、小西、西方、タバサキ、向田、地藏鼻、坂本、恵美寿田、西ノ谷、神口、十儀、榎田、碓石、神谷、桜口、伯父谷、下山、谷ノソラ、谷ノチク、赤バエ、時谷、東谷、宮ノ谷、出口、タキノ下、イラノ谷、畑ノ地、椿山、石神トウ、トリゴエ、椿山石神上、下ダバ、上ダバ、横山、下谷、長サコ、西谷、平治原、ダンノハナ、本俵、サワタキ、サルタキ、緑田、寺山、大樽、船サコ、石神谷、椎谷、本谷、大門ヲク、イカミ谷、長林、荒越、嵐越、桐谷、白地口、献上谷、峠ノ下、勘次郎谷、山シブ、宮ノ脇、中ギレ、給歩、寺イデ、鳥クビ、馬越、ジャモン、地主、下ヒラ、マガリサコ、トビ石、細田、一ノ谷、流田、カクシ田、一谷頭、上ノ谷、上ヶ谷、大谷、イタズリ、ジイガ谷、中番頭、岡ノ谷及びオンジガハナ

「別紙図面表示の通り」

3 指定の理由

本地域は自然景観にめぐまれた観光的資源があることにより、大規模レクリエーション都市構想にもとづく基地となり、多数人が集中するため、特に良好な都市環境の形成を図る必要があるため、区域の決定を行うものである。

第 69 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 50 号大橋公園ほか 2 公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、50、大橋公園、松山市大橋町地内、約 0.95ha、園路、広場、遊戯施設

児童公園、51、清和公園、松山市大山寺地内、約 0.21 ha、園路、広場、遊戯施設

児童公園、52、東垣生公園、松山市東垣生町地内、約 0.30 ha、園路、広場、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉の向上、ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

第 70 号議案 吉田都市計画公園の変更（吉田町決定）

都市計画公園を次のように決定する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、1、喜佐方公園、北宇和郡吉田町大字河内字森木地内、約 0.5ha、園路、広場、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

吉田町における都市施設の配置を検討した結果、本案のように都市施設を配置決定し、もって住民の福祉の向上、ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

第 71 号議案 大洲都市計画汚物処理場の決定（大洲市決定）

大洲都市計画汚物処理場を次のように決定する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

- 1 大洲・喜多衛生事務組合「清流園」、大洲市米津ミノコシ、大洲市米津堂ノ本、大洲市米津横田、約 1.3 ヘクタール、能力 140kl/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

大洲・喜多衛生事務組合（構成市町村、大洲市、長浜町、内子町、五十崎町、肱川町、河辺村）及び伊予郡双海町・中山町（加入許可申請中）のし尿処理は、大洲市米津地区において、化学的処理方式により処理を行ってきたものであるが、近時におけるし尿収量の増大に鑑み既設処理場の外に、同地区に新たに処理施設を増設して、本案のように都市計画として決定するものである。

第 72 号議案 広見町ごみ焼却場の用途に供する特殊建築物の敷地の位置の決定

【名称、位置、敷地面積、建築面積】

広見町ごみ焼却場、北宇和郡広見町大字奈良 4607 番地、7,036m²、53.1m²、延べ面積 99.85m²

理由書

既設のごみ焼却炉は建設後 14 年余経過し、加えてごみ量の増加によって処理能力が不足して来たので、新たに 10t/日を新設しようとするものであります。

第 73 号議案 保内町ごみ焼却場の用途に供する特殊建築物の敷地の位置の決定

【名称、位置、敷地面積、建築面積】

保内町ごみ焼却場、西宇和郡保内町宮内一番耕地 72 番地第 1、1,079m²、1,08.16m²、延べ面積 2,08.16m²

理由書

既設のごみ焼却炉は建設後 9 年余経過し、加えてごみ量の増加によって処理能力が不足して来たので、新たに 12t/日を新設しようとするものであります。

第 74 号議案 八西衛生組合汚物処理場の用途に供する特殊建築物の敷地の位置の決定

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、敷地面積、建築面積】

- 1 八西衛生組合し尿処理場、西宇和郡保内町喜木字市楽一番耕地 6 番地、約 4,520.88 m²、907.52 m²、
延べ面積 1,015.52m²

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

既設施設の状況は 47kl/日であるが、収集地域拡張等を含め、現在収集量は 80kl/日であり、処理不能の分についてこの際 33 kl/日を増設しようとするものであります。

第 75 号議案 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置

【名称、位置、敷地面積、建築面積】

プリマハム（株）と畜場、西条市朔日市 887-4、30,562.19 m²、1,611.6 m²（増築物 847.4 m²）

理由書

と畜絶対量の増大に伴うと畜場の拡大のため、国および県のと畜場整備計画の基本方針にしたがって、大型と畜場への移行を行うものである。

（議事録なし）